

## 別添 8

### 伊勢志摩国立公園横山園地における飲食物提供事業運営事業に関する協定書（案）

中部地方環境事務所長 三村 起一（以下「甲」という。）と〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）は、伊勢志摩国立公園横山園地における飲食物提供事業運営事業（以下「事業運営」という。）について次のとおり協定を締結する。

#### （総則）

第1条 乙は、伊勢志摩国立公園横山園地の甲が設置する施設において、利用者がより快適に横山園地を利用することができるよう飲食を提供するものとする。

#### （事業実施計画）

第2条 乙は、事業運営にあたり、運営のコンセプト、運営体制、営業期間及び提供メニュー等を示した事業実施計画（別添様式）をあらかじめ甲に提出し、甲の承認を得なければならない。なお、事業実施計画は乙が提出した企画書に基づくものとし、企画書及び事業実施計画に沿った事業運営を実施すること。

- 2 乙は、事業実施計画に変更が生じる場合は事前に甲の承認を得なければならない。
- 3 甲の都合により事業実施計画を変更する場合は、あらかじめ乙と協議する。

#### （施設の使用について）

第3条 乙は、事業運営のための施設の使用許可のほか必要な法令等の手続きを適切に行った上で事業運営を実施しなければならない。

- 2 乙は、施設を使用するにあたり、施設の損傷等の保全状況を点検する保全責任者を配置しなければならない。
- 3 乙は、甲が施設に設置した別添1の供与設備を事業運営を目的に無償（運営事業に係る経費は除く。）で使用することができる。その使用及び保管にあたっては、清潔の保持、整理整頓、火災防止等善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 4 乙は施設を使用するにあたり関係法令を遵守するとともに、別添2に示す事項についても遵守すること。

#### （事業運営について）

第4条 乙は、施設が国有財産であるとともに国立公園の利用施設であること、不特定多

数の利用を自的とした公共施設であることを理解し、品位ある事業運営のもと、利用者のニーズ把握、低廉で、良質なサービスの維持向上を常に怠らず、広く国立公園利用者への便宜を図らなければならない。

- 2 温室効果ガス排出削減の取り組み、グリーン購入法に基づく物品の調達及び3Rの推進等の環境対策の取り組みを積極的に行うこと。
- 3 乙は、事業運営にあたり関係法令を遵守するとともに、別添3に示す事項も遵守すること。

#### (経費負担)

第5条 運営事業に係る経費は、乙の負担とする。

- 2 光熱水費等の乙が負担する経費は次のとおりである。
  - ① 国有財産使用料
  - ② 原状回復費用
  - ③ 開設、運営にあたって設備等を設置し、または変更するときは、その設置費用及び維持管理に要する経費
  - ④ 使用許可区域（建物）の保全にかかる経費  
具体的には、建物、貸与物品の日常の保守点検、清掃（浄化槽の清掃分担を含む）、修繕等の経費
  - ⑤ 営業に係る光熱水費  
具体的には、電気（建物、水道引込ポンプ（500円/m<sup>3</sup>程度）、水道、ガスの経費
  - ⑥ 運営に要する食器、調理器具、装飾用品、電気・機械等消耗品
  - ⑦ 廃棄物の処理に要する費用
  - ⑧ 保健所への申請等官公庁手続きに要する費用
  - ⑨ その他、通信費等運営に要する一切の経費
- 3 営業に係る光熱水費の支払い方法に関しては、甲が別途乙に指示する。

#### (安全管理)

第6条 乙は、利用者その他第三者の安全確保に細心の注意をもって事業運営を行うものとする。

- 2 乙は、利用者その他第三者に「食中毒」及び「ケガ」をはじめとするその他の損害を与えたときはその責を負わねばならない。また、乙は利用者その他第三者の苦情を含め誠意を持って対応し、必要に応じ甲に書面で報告するとともに、「伊勢志摩国立公園横山集団施設地区管理業務」の請負者に共有すること。

#### (守秘義務)

第7条 乙は、事業運営で知り得た中部地方環境事務所の秘密を漏らしてはならない。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 この協定に関し、甲乙いずれからも申し出がない場合は、さらに次年度に延長するものとし、以後この例による。

(協定の改廃)

第9条 甲又は乙は、事情の変化により運営事業をこの協定に定めたとおりに実施することができない事態となったときは、甲と乙が協議の上、この協定を改定し、又は、解除するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は、この協定に定めのない事項で必要がある場合には、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

平成30年〇月〇日

(甲) 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2  
中部地方環境事務所長

三村 起一

(乙)

別添様式

## 事業実施計画

1. 運営方針
2. 施設の使用について
  - ① 使用許可区域
  - ② 内装、設備、什器の配置
  - ③ 施設の保全計画
3. 運営について
  - ① 営業期間
  - ② 提供するメニュー及び価格
  - ③ 使用する食材及び安全等の取組
  - ④ 運営体制（責任者、従業員の配置）
  - ⑤ 災害対応及び緊急時の連絡体制
  - ⑥ 衛生管理の方法
  - ⑦ 従業員の接客について
4. 伊勢志摩国立公園の環境保全に関する貢献
5. 環境対策への取組

## 別添1

## 供与設備一覧表

	品名	仕様 (案)	設置場所
1	冷暖房機器	壁掛形エアコン	売店
2	貯湯式電気温水器		売店
3	カウンター	(東側) H912 W3880 D875 (南側) H912 W1800 D200	売店
4	吊り棚	W4760 D370	売店
5	照明 (8基)	ダウンライト	売店
6	ブラインド		売店
7			
8			
9			
10			

## 施設を使用するにあたり遵守すべき事項

### (1) 施設共通

- ① 受動喫煙防止、建築物の保全のため、施設内は全館禁煙とする。
- ② 国立公園内であることの特性を考慮し、清潔な環境維持に努めること。
- ③ 飲食物提供事業運営事業者（以下「運営事業者」という。）は、原則、売店以外の場所で営業行為をしてはならない。ただし、中部地方環境事務所長（以下「中部事務所長」という。）が認めた場合はこの限りではない。
- ④ 屋外からの施設の建築意匠及び施設内から屋外を眺めた際の景観を保護するため、屋外に物の仮置き集積をしてはならない。
- ⑤ 運営事業者は、施設の清掃等の維持管理を行う伊勢志摩国立公園横山集団施設地区管理業務の請負者（以下「管理業務請負者」という。）と連携して事業を実施すること。
- ⑥ 中部地方環境事務所（以下「中部事務所」という。）が休憩スペース内に設置しているAED（自動体外式除細動器）の管理及び、緊急時の使用について協力すること。
- ⑦ 運営事業者は、使用許可区域のセキュリティー対策には万全を期すこと。
- ⑧ 運営事業者は、施設内で異常が発生した場合は、遅滞なく中部事務所（志摩自然保護官事務所）に連絡すること。
- ⑨ 施設の維持管理・整備のため、施設の一部若しくは全部が供用できなくなる場合がある。その場合、中部事務所から事前に書面により連絡する。
- ⑩ 施設や設備の点検等のため、営業時間内・外を問わず、中部事務所の担当官が立ち入る場合がある。
- ⑪ 中部事務所主催の行事及び中部事務所が開催を認めた行事に施設を利用する場合は、協力すること。

### (2) 1階

- ① 施設の1階は横山ビジターセンターの開館期間のみ解錠し、施錠は管理業務請負者が行う。  
*※横山ビジターセンターの開館期間以外に営業する場合：施設の1階の施錠は運営事業者が責任をもって実施すること。施錠をしなかった等の運営事業者の過失により使用許可区域以外の部分で異常が発生した場合は、その責を運営事業者が負うこともある。*
- ② 売店は施錠可能。カギは運営事業者が管理すること。
- ③ 静かで落ち着いた雰囲気を損なわぬよう、音響設備は使用しないこと。
- ④ 使用許可区域に含まれない休憩スペース、便所及び洗面コーナーは公共施設である。

使用許可区域以外の区域の清掃等の日常的な維持管理については、管理業務請負者が行うが、運営事業者も汚れ等を発見した場合は清掃を行うこと。

- ⑤ 運営事業者が厨房設備等の設備を設置する場合は、あらかじめ中部事務所長の承認を得なければならない。また、これに係る経費は運営事業者の負担とする。

### (3) 2階

飲食物提供事業の営業時間外であっても、2階の休憩スペースは公共施設として利用者に開放しており、清掃等の日常的な維持管理は管理業務請負者が実施する。

### (4) 施設の保全について

- ① 運営事業者は、使用許可を受けた施設を適切に使用するため、以下の保全業務を行うこと。なお、費用は運営事業者の負担とする。
- ・床の水拭き 月1回
  - ・冷暖房機器の清掃 年1回
- ② 運営事業者は、使用許可区域の清掃等の日常作業を行うこと。
- ③ 使用許可区域外の清掃は管理業務請負者が行うが、汚れを発見した場合は、運営事業者も公共施設を使用している者として清掃を行うこと。

### (5) その他

運営事業者は、駐車場、園路、展望デッキ等の使用許可区域以外の場所を占有してはならない。

## 運営にあたり遵守すべき事項

### (1) 運営全般

- ① 営業内容は、飲食物の提供（飲み物、軽食を想定）とし、テイクアウト販売とすること。
- ② アルコール類は提供しないこと。
- ③ 自動販売機での飲食物の提供は原則行わないこと。
- ④ 物品を販売する場合は、伊勢志摩国立公園の魅力の向上や国立公園の利用に必要な品物に限ること。ただし、販売については、飲食物提供事業運営事業者（以下「運営事業者」という。）は中部地方環境事務所長（以下「中部事務所長」という。）とあらかじめ協議し、決定するものとする。
- ⑤ 調達食材の安全性には十分留意し、可能な限り国産食材の使用に努めること。
- ⑥ 施設内の表示等は多言語とし、外国人の利用に対応すること。
- ⑦ 運営事業者は、飲食事業運営に関連して本施設に出入りする他の業者に対して、本事業内容や運営について理解を求め、それらの適切な実施に支障がないよう努めること。
- ⑧ 運営事業者は、所定の様式により、日別利用者数及び毎月の光熱水量について、翌月の末日までに事務所長へ報告すること。また、中部事務所長が求めた場合は、収支計算書を提出すること。
- ⑨ 中部事務所長が運営事業者に対して事業運営について改善を求めた場合は、運営事業者はその求めに適切に対応すること。

### (2) 従業員について

- ① 従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務について、運営事業者はその責任を負うこと。
- ② 施設は横山園地利用者の施設であり、そこに従事していることを踏まえ、施設の公共性を理解し、国立公園利用者に適切に対応できるよう、運営事業者は従業員の教育と指導を行うこと。
- ③ 事業運営に関連して本施設に出入りする他の業者についても、②と同様の主旨の説明及び指導に努めること。

### (3) その他事項

災害発生時には、災害対応に協力すること。中部事務所長の求めに応じて、食料品等の提供に協力すること。